

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
第 30 回評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案事項

第 1 号議案 理事の選任について

2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

代表理事（会長） 大村 秀章

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和 7 年 8 月 29 日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事

代表理事（会長） 大村 秀章

令和 7 年 8 月 25 日、代表理事 大村秀章が評議員の全員に対して、評議員会の決議事項について、第 30 回評議員会議案書の内容にかかる提案書を発し、当該提案につき、令和 7 年 8 月 29 日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条及び定款第 22 条第 1 項の規定（決議の省略）に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和 7 年 8 月 29 日

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会